

業務委託契約書

委託業務の名称 福島県原子力災害対策センター清掃等業務
委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金

上記の委託業務について、委託者 福島県 を発注者とし、受託者 を受注者として、次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の委託期間による履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていない事項で、必要ある事項については、発注者と受注者が協議してこれを定める。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、委託業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、書面による発注者の承諾を得ずに、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

- 第4条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の変更)

第5条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止若しくは打ち切らせ、又は契約期間の延長若しくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議のうえ、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第6条 受注者は、天災地変その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限までに受託業務が完了することができないときは、受注者は、発注者に対し、遅滞なくその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

(損害の負担)

第7条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了できない場合において、当該期間後に完了する見込みがあるときは、受注者は、発注者に対して、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期間の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務を完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延日数1日につき委託料の額に政府契約の支払防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

3 発注者は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を受注者に通知するものとする。

(業務の完了及び検査)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内（年末年始休暇期間を含まない）にそれまでの業務報告書について検査を行わなければならない。

(委託料の請求)

第 10 条 受注者は、委託料の請求について、日常清掃については月額を毎月の業務履行確認後に、定期清掃については 1 回当たりの額を各清掃業務の履行確認後において、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、受注者から前項の規定による支払の請求があったときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、受注者に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、政府契約の支払防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数は切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

4 頭書の契約金額の内訳は、次の各号のとおりとする。

(1) 日常清掃（週 1 回）

年額 金 円（うち消費税等額 金 円）

(月額 金 円（うち消費税等額 金 円）

(2) 定期清掃（年 1 回）

年額 金 円（うち消費税等額 金 円）

(3) 庁舎内壁面カビ処理（年 1 回）

年額 金 円（うち消費税等額 金 円）

(4) 車庫棟屋上雨水排水管清掃（年 1 回）

年額 金 円（うち消費税等額 金 円）

(契約の解除)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 受注者が本契約の内容に違反したとき。

(2) 受注者が、履行期限内に業務を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している

者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。また、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第8条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第14条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。

（個人情報の保護等）

第15条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（代表者変更の届出）

第16条 受注者は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を発注者に提出しなければならない。

(負担区分)

第 17 条 委託業務の実施において直接必要となる器材等の費用については、受注者の負担とする。ただし、発注者は、委託業務の遂行上必要と認める範囲において、受注者に対して建物の一部及びその付属設備（電気・水道等）を無償貸与又は提供する。

(契約不適合責任)

第 18 条 業務の終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合は、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。

2 発注者が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第 9 条第 2 項の規定による業務の終了の日から起算して 1 年間とする。

(契約外事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ発注者と受注者が協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(電子契約の場合の遡及効について)

第 21 条 なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は令和 8 年 4 月 1 日から生じるものとする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を有する。

上記の契約の証として、本契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

受注者